

給水装置工事申込に伴う費用

令和元年10月1日施行

○水道施設費（給水条例単価規程）

量水器口径	給水装置の新設		給水装置の改造 (増 径)
	施設整備費	加 入 金	
φ 2 0mm 以下 ※専用住宅	314,270 円	136,180 円	新口径と旧口径 との差額とする
φ 2 0mm 以下 ※専用住宅以外	314,270 円	178,090 円	
φ 2 5mm ※専用住宅	565,620 円	251,350 円	
φ 2 5mm ※専用住宅以外	565,620 円	324,720 円	
φ 3 0mm	880,000 円	502,810 円	
φ 4 0mm	1,885,620 円	1,068,540 円	
φ 5 0mm	3,457,080 円	1,906,630 円	
φ 7 5mm	7,228,540 円	4,096,180 円	
φ 1 0 0mm 以上	市長が定める額	市長が定める額	

※共同住宅・寄宿舎等については、戸数を乗じる。
 ※親メーターのワンルーム（共同住宅）については、軽減措置あり。
 ※上記費用は、10%の消費税相当額を加算した額です。

○検査手数料等（一申請につき）

項 目	先行分岐	臨時工事	内線工事
表示ピン	350 円	—	—
設計審査費	7,200 円	7,200 円	7,200 円
分岐立会費	5,400 円	—	—
竣工検査手数料	2,700 円	—	5,400 円
合 計	15,650 円	7,200 円	12,600 円

※表示ピンの費用は、10%の消費税相当額を加算した額です。

※臨時工事を先行分岐工事と同時に申請される場合は、先行分岐手数料（15,650 円）のみで、臨時工事にかかる手数料（7,200 円）は不要です。

※臨時水道を使用する場合は、別途前受水道料金が必要です。

八幡市上下水道部 上水道課 給水係
 TEL 075-983-5328